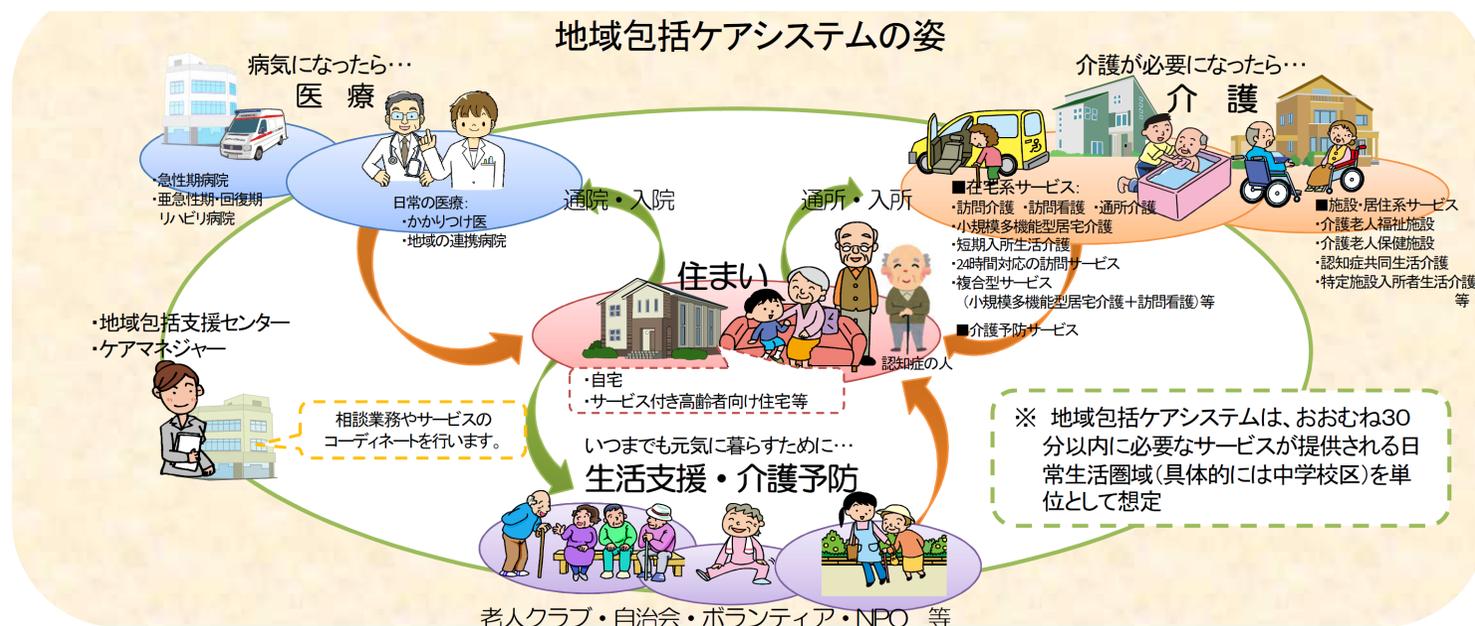


日本理学療法士協会の地域包括ケアシステムへの取り組み

理学療法士が協力できる内容 ①

対象者：疾病や障がい等に起因した生活上の問題を抱える全ての方々（例 障がい者（児）・高齢者 等）
手段：日常生活の問題を解消・軽減し、**自立を促す**運動方法の提案や安全・安心に生活を送るための助言 等
具体例：**医療機関や介護保険サービス**等における理学療法（入院患者・地域の高齢者や障がい者（児）に対する理学療法等）

①医療機関や介護保険サービス等（地域包括ケアシステムの枠組み）



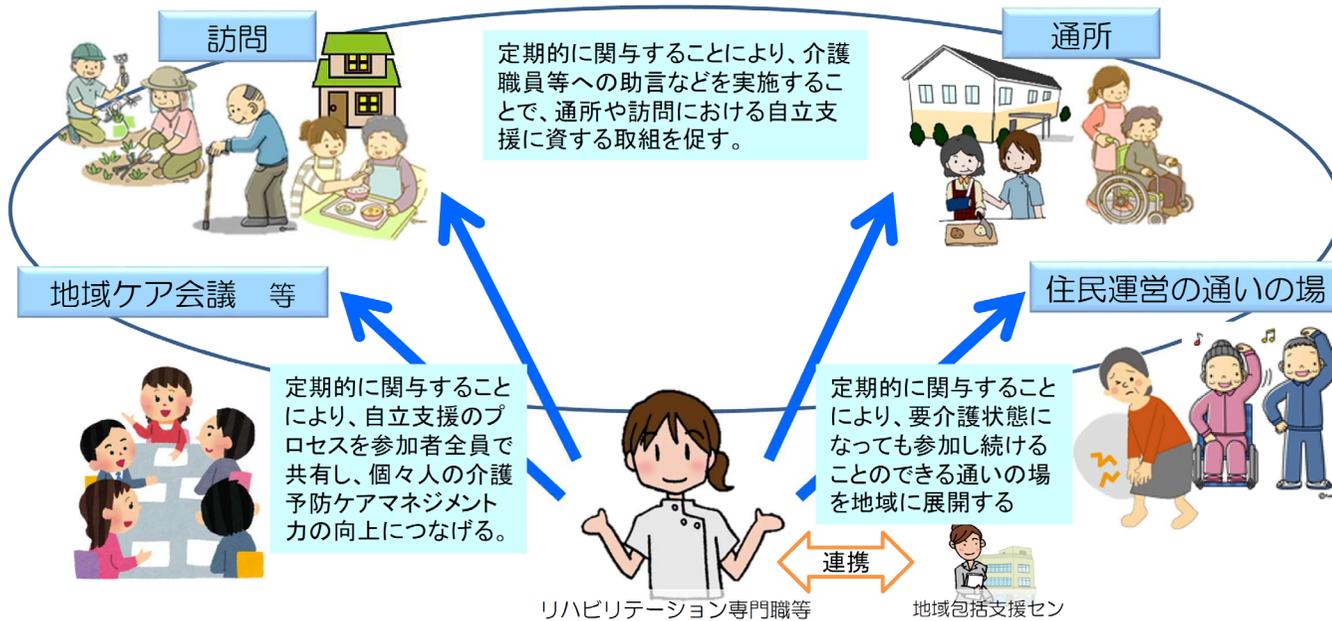
医療機関や施設・地域等、あらゆる場所で
理学療法士は生活上の問題を抱える方々を支えます

日本理学療法士協会の地域包括ケアシステムへの取り組み

理学療法士が協力できる内容 ②

- 対象者：疾病や障がい等に起因した生活上の問題を抱える全ての方々（例 障がい者（児）・高齢者 等）
手段：日常生活の問題を解消・軽減し、**自立を促す**運動方法の提案や安全・安心に生活を送るための助言 等
具体例：**地域リハビリテーション活動支援事業**を通じた支援（地域ケア会議での専門的助言・住民主体の介護予防の支援 等）

②地域リハビリテーション活動支援事業



地域リハビリテーション活動事業を通して
地域の理学療法に対するニーズに応え
地域包括ケアシステムを支えます

日本理学療法士協会の地域包括ケアシステムへの取り組み

理学療法士が協力できる内容 ③

対象者：疾病や障がい等に起因した生活上の問題を抱える全ての方々（例 障がい者（児）・高齢者 等）
手段：日常生活の問題を解消・軽減し、**自立を促す**運動方法の提案や安全・安心に生活を送るための助言 等
具体例：通いの場やご自宅で**保健医療の視点**から積極的に支援（通いの場等での健康状態の把握・受診勧奨 等）

③地域を担当する医療専門職として （高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）

「生活習慣病の重症化予防」
の視点での関わりが必要



通いの場等での
健康状態等の把握



受診勧奨によるかかりつけ医との
連携がより求められる



▲ 相談支援

▲ 通いの場への支援



かかりつけ医と連携して、医療機関への受診勧奨や家庭訪問による指導等にて高齢者に対する個別的支援と、通いの場への積極的な関与にて対象者を支えます

人材育成の状況

公益社団法人 日本理学療法士協会では、「地域包括ケアシステム」を推進するにあたって「地域ケア会議」「介護予防」の2つの施策に重点を置き、地域包括ケアシステムに関わることのできる人材を育成しております。

そのための育成制度として「地域ケア会議推進リーダー」と「介護予防推進リーダー」という認証コースを設定しました。

さらに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に対応できる人材を育成するため、両リーダーのステップアップとして「フレイル対策推進マネジャー」の育成を進めています。詳細は本会のホームページをご覧ください。

<https://support.japanpt.or.jp/privilege/education/lifelonglearning/S09/>

